

第18期定時株主総会招集ご通知添付書類

第18期

報告書

2014年4月1日～2015年3月31日



株式会社 大阪チタニウムテクノロジーズ

証券コード 5726

目 次

事 業 報 告	1
貸 借 対 照 表	14
損 益 計 算 書	15
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書	16
会計監査人の監査報告書(謄本)	24
監査役会の監査報告書(謄本)	25

■ 株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

ここに第18期(2014年4月1日から2015年3月31日まで)の事業の概況等につきましてご報告申し上げます。

2015年5月



代表取締役社長

関 勇 一

① 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や金融政策等により景気は緩やかな回復基調で推移しましたが、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動の長期化や海外景気の下振れ懸念等から、先行き不透明な状況が続きました。

当社事業につきましては、チタン事業においてサプライチェーン内の在庫調整継続等により前事業年度に比べ売上高が減少し、ポリシリコン事業でも半導体用ポリシリコンの需給調整継続により売上高が減少しました。

このような状況下、当社はエネルギー原単位等の生産諸元の改善や経費圧縮等の収益改善策に全社を挙げて取り組むとともに、生産体制面ではスポンジチタンの新鋭設備への生産集中、前事業年度に実施したポリシリコン事業、チタン溶解事業での生産体制集約に伴う生産性向上と固定費圧縮の効果発揮、チタン原料価格の一段の引き下げ及びチタン事業生産設備の減価償却方法の変更や為替の円安等により当事業年度の損益は前事業年度に比べ好転いたしました。

以上の結果、当事業年度の業績につきましては、売上高は40,356百万円(前事業年度比5.9%減)、損益につきましては営業利益2,764百万円(同133.8%増)、経常利益3,496百万円(同970.9%増)、当期純利益2,666百万円(前事業年度は2,906百万円の損失)となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

チタン事業

輸出・航空機向け需要につきましては、航空機の製造は堅調に推移しているものの、サプライチェーン内における在庫調整とスクラップ高配合の継続により輸出向けの売上高は前事業年度に対し減少しました。また国内向けにつきましては、一般産業向けが熱交換器用途、発電用途を中心に需要が回復傾向にあるものの、第2四半期累計期間までの減少の影響が通期でも残り売上高は減少となりました。

このような状況を受け、年度末にかけての在庫圧縮基調を維持するべく昨年7月からスポンジチタンの減産を一段と強化しました。また主要製造設備の還元炉については新鋭の大型炉への生産集中を継続し生産性向上や生産諸元の改善に努めるとともに、チタン原料価格の一段の引き下げや減価償却方法の変更等により損益は好転いたしました。

以上の結果、当事業年度のチタン事業の売上高は23,369百万円(前事業年度比5.9%減)となり、営業利益につきましては、1,418百万円(前事業年度は609百万円の損失)となりました。

ポリシリコン事業

ポリシリコン事業につきましては、半導体用ポリシリコンの需給調整継続により売上高が減少しました。これに対し前事業年度に実施した生産体制の岸和田工場への集約に伴う生産性向上と固定費圧縮の効果を最大限に発揮するとともに夏季以外への生産集中等による生産諸元の改善と品質向上に注力しました。

以上の結果、当事業年度のポリシリコン事業の売上高は、14,671百万円(前事業年度比9.9%減)、営業利益は1,000百万円(同46.3%減)となりました。

高機能材料事業

高機能材料事業につきましては、半導体需要の増加に伴った高純度チタンの需要増加、液晶分野等でのTILOP(タイロップ)の需要増加が続いていることを受けて、売上高は、2,315百万円(前事業年度比28.9%増)、営業利益は346百万円(前事業年度は71百万円の損失)となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資の総額は、4,224百万円であります。

この主なものは、チタン製造設備への投資であります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度に実施しました設備投資等に係る所要資金は、自己資金及び借入金等により充当しております。

(4) 業績及び財産の推移

区 分	2011年度 (第15期)	2012年度 (第16期)	2013年度 (第17期)	2014年度 (当事業年度)
売 上 高 (百万円)	62,227	55,875	42,909	40,356
経 常 利 益 (百万円)	5,990	3,926	326	3,496
当 期 純 利 益 (百万円)	3,134	2,075	△2,906	2,666
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	85円17銭	56円39銭	△78円99銭	72円47銭
総 資 産 (百万円)	127,206	127,448	110,220	102,395
純 資 産 (百万円)	43,299	44,129	41,129	43,539

(注) 1. △は損失を示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(5) 中長期的な経営戦略及び対処すべき課題

当社は、今般中長期的な事業環境の見通しを踏まえ、2015年度から2017年度までの中期経営計画を策定いたしました。本計画の概要は以下のとおりであります。

中期経営計画(2015-2017)の概要

I 中期経営計画(2015-2017)の基本方針

当社主力のチタン事業において、市場の短期的変動要因(=在庫調整)の解消が進み、航空機用需要主体に本来の長期的成長軌道への回帰が見込まれる状況となったことを受け、チタン事業を核に持続的成長軌道へ転回する起点として下記基本方針のもと新中期経営計画を策定いたしました。(2015年5月15日公表)

〈基本方針〉

1. 航空機需要の拡大が見込まれるチタン事業を成長の核とし、グローバル市場において市場成長を上回るシェア拡大を目指す
 - ①顧客との長期的なパートナーシップの強化とボリュームゾーンでの拡販
 - ②徹底したコスト・品質競争力の維持・強化
2. ポリシリコン事業での主要顧客との関係深化と成長機会の取り込み
3. 高機能材料事業の拡大

〈業績目標〉

(参 考)

	2017年度 目標	2015年度 見通し	2014年度 実績
売上高	530億円	443億円	404億円
営業利益	70億円	18億円	28億円
(売上高営業利益率)	(13%)	(4%)	(7%)
資本効率 ROE	10%	2%	6%
財務体質 D/Eレシオ	0.6倍	0.9倍	1.1倍
株主還元 配当性向	25~35%目安	同左	28%

II 分野別事業計画

【チタン事業】

1. 事業環境の認識

- ・航空機用展伸材需要は、機体用主体に年平均成長率4.6%の成長見込み(2014-2027年)
- ・エンジン用と機体用の購入仕様差別化が進展
- ・一般産業用展伸材需要は、年平均成長率1.8%の緩やかな成長見込み(2014-2027年)
- ・需要は伸びるものの、供給能力が需要を上回る世界的需給ギャップは当面継続

2. 事業方針

航空機用主体に拡大が見込まれるマーケットを中心に、世界No.1のスポンジチタン生産能力により上方対応力を確保しつつ、顧客ニーズへの対応力とコスト競争力を武器に一層の事業拡大を図る。

3. 事業戦略

- (1) 国内外大手顧客との関係強化とニーズ汲み取りによるシェア拡大
- ・エンジン用・機体用の購入仕様差別化
→機体用(ポリウムゾーン)の拡販強化
 - ・競争力強化と上方対応力確保の成果活用
 - ・顧客ニーズへの対応



市場の成長率を上回る拡販を目指す

・航空機用市場		
年平均成長率	4.6%	(2014-2027年)
・当社拡販目標		
年平均成長率	10.4%	(")

(2) 競争力強化

- ①生産性の更なる向上
- ・現状の実力生産能力年産44,000トン(公称40,000トン)を2017年度に47,000トンまで向上させる。
 - ・大型還元炉のみで40,000トン体制の確立
→世界No.1の生産能力による上方対応力の確保と世界No.1の生産性を実現

②徹底したコスト合理化

- コスト合理化目標20億円(2014→2017年度)
 - ・造り分けによる機体用スポンジチタンのコストダウン
 - ・電力原単位・歩留等の生産諸元の徹底改善
 - ・設備及び消耗品の寿命向上(塩化炉、反応容器等)
 - ・生産性向上効果、増産効果
- (3)生産量40,000トン超えへの対応(2020年過ぎには可能性あり)
- ①年産47,000トンまでは休止中の予備還元炉の再稼働により対応
- ②年産47,000トン超えへの対応として海外生産拠点によるグローバル供給体制を検討
- ・電力コスト、BCP対応(災害など不測の事態への対応)も考慮し海外拠点を視野に、今中期経営計画期間内に需給動向を精査し方向付けを行う。

【ポリシリコン事業】

1. 事業環境の認識

- ・世界の半導体市場は、年率3%程度で緩やかに拡大見込み
- ・半導体用ポリシリコンの大幅需給ギャップは継続
- ・新たな品質ニーズとして最先端デバイス及びパワーモジュール用の高品質ポリシリコンの需要増

2. 事業方針

主要顧客との安定した取引関係を基盤としつつ、当社ならではの品質競争力を武器に事業拡大を図る。

3. 事業戦略

- (1)主要顧客との関係深化
- (2)高品質ポリシリコン市場での品質優位性の確立と拡販
- (3)競争力強化
- ①高品質ポリシリコンの安定生産技術の確立
 - ・最適製造プロセス、操業条件確立
 - ・評価技術の開発

- ②徹底したコスト合理化
 →コスト合理化目標15億円(2014→2017年度)
 ・新鋭の岸和田プラントの機能フル発揮
 ・エネルギー原単位の改善
 ・生産性の向上
 ・拡販による増産効果

【高機能材料事業】

1. 事業環境の認識

- ・既存製品(高純度チタン(半導体用ターゲット材料)、TILOP(粉末チタン:液晶用ターゲット材料))の需要は順調に拡大する見込み
- ・新規用途として、TILOP(粉末チタン)の積層造形用需要の成長を期待

2. 事業方針

- ・顧客とのパートナーシップ強化と徹底した技術対応により、事業拡大を図る。
- ・新規製品の開発・拡販に注力し、当社事業の第三の柱として事業規模の拡大を目指す。

3. 事業戦略

(高純度チタン)

- (1)顧客との戦略的パートナーシップによる拡販
- (2)高品質ニーズへの積極的対応

(TILOP)

市場ニーズに合わせたコストミニマム生産技術の確立

(新規事業)

- プロジェクトチーム(6月発足)による新規事業開拓
- ・積層造形用チタン粉末事業等への展開

Ⅲ 業績目標

1. 損益

(参考)(億円)

	2017年度 目標	2015年度 見通し	2014年度 実績
チタン	330	263	234
ポリシリコン	170	152	147
高機能材料	30	28	23
売上高	530	443	404
チタン	50 (15%)	9 (3%)	14 (6%)
ポリシリコン	10 (6%)	3 (2%)	10 (7%)
高機能材料	10 (33%)	6 (21%)	4 (17%)
営業利益	70 (13%)	18 (4%)	28 (7%)
経常利益	70	18	35
当期純利益	47	10	27
ROE(自己資本利益率)	10%	2%	6%
コスト合理化目標 (対2014年度)	36	8	—
為替レート的前提	110円/\$	110円/\$	109円/\$

()内は売上高営業利益率

2. キャッシュ・フロー

営業キャッシュ・フロー

280億円 (2015-2017の3ヶ年計)

- 設備投資:償却内に抑制 } Next Stageの
- 借入圧縮:財務体質改善 } 成長投資への備え
- 配当:「3.株主還元方針」参照

設備投資と減価償却費

(億円)

	2015年度予想	2016年度予想	2017年度予想
設備投資	20	30	20
減価償却費	55	55	55

借入金合計とD/Eレシオ

	2017年度末	2014年度末
借入金合計	300億円	493億円
D/Eレシオ	0.6倍	1.1倍

3. 株主還元方針

配当性向:安定性に配慮しつつ25%~35%を目安

(6) 主要な事業内容 (2015年3月31日現在)

【チタン事業】

スポンジチタン、チタンインゴット、四塩化チタン、四塩化チタン水溶液

【ポリシリコン事業】

ポリシリコン

【高機能材料事業】

高純度チタン、SiO₂、TILOP(タイロップ)、粉末チタン

(7) 主要な営業所及び工場 (2015年3月31日現在)

本社・尼崎工場 兵庫県尼崎市東浜町1番地

東京支社 東京都港区新橋5丁目11番3号
新橋住友ビル6階

岸和田製造所 大阪府岸和田市岸之浦町3番2

(8) 従業員の状況 (2015年3月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
名 750	名増 11	歳 38.5	年 12.8

- (注) 1. 従業員数は当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含んだ就業人数であります。
2. 上記1.従業員数のほか、臨時従業員は68名(年間平均雇用人数)であります。
3. 当社従業員は主に、2002年1月1日付で当時の親会社でありました住友金属工業株式会社から転籍しましたが、平均勤続年数には転籍以前の勤続年数を含んでおります。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況 (2015年3月31日現在)

該当事項はありません。

(10) 主要な借入先 (2015年3月31日現在)

借入先	借入額残高 (百万円)
シンジケートローン	24,000
株式会社三井住友銀行	1,520
三井住友信託銀行株式会社	4,500
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,520
株式会社池田泉州銀行	4,000
株式会社日本政策投資銀行	4,500

(注) シンジケートローンは、株式会社三井住友銀行及び三井住友信託銀行株式会社を幹事とする協調融資によるものです。

② 株式に関する事項 (2015年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 125,760,000株

(2) 発行済株式の総数 36,800,000株

(自己株式 1,244株含む)

(3) 株主数 21,468名

(4) 上位10名の株主

株主名	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
新日鐵住金株式会社	8,800	23.91
株式会社神戸製鋼所	8,800	23.91
住友商事株式会社	864	2.35
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	503	1.37
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	457	1.24
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE EXEMPT UK PENSION FUNDS	345	0.94
JUNIPER	245	0.67
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	220	0.60
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	213	0.58
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口6)	212	0.58
合計	20,662	56.15

(注) 所有株式数の割合は、発行済株式の総数から自己株式数を除いて算出しております。

③ 新株予約権等に関する事項 (2015年3月31日現在)

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2015年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
※ 取締役社長	関 勇 一	
※ 取締役副社長	大田黒 文 雄	社長補佐、総務、人事労政各部、岸和田製造所
専務取締役	三 宅 貴 久	社長補佐、生産管理、技術、高機能材料開発、高機能材料製造各部
専務取締役	高 村 実 朗	営業部、東京支社長
常務取締役	森 下 芳 樹	外注・購買、原料各部
常務取締役	網 永 洋 一	チタン製造部
常務取締役	一 瀬 正 人	経理、システム各部
常務取締役	西 川 恒 明	設備、ポリシリコン製造各部、環境防災グループ
取 締 役	高 松 明	ダイビル株式会社社外取締役
監査役(常勤)	板 敷 勝	
監 査 役	仲 田 摩 智	新日鐵住金株式会社常務執行役員
監 査 役	対 馬 靖	株式会社神戸製鋼所執行役員
監 査 役	杉 崎 文 男	

(注) 1. ※を付した取締役は、代表取締役であります。

2. 取締役高松明は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役仲田摩智、対馬靖及び杉崎文男は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 当社は、取締役高松明及び監査役杉崎文男を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
5. 監査役杉崎文男は、日産自動車株式会社及びその企業集団において長年に亘り経理・財務に関する業務の経験を重ねており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 2014年6月18日開催の第17期定時株主総会において、三宅貴久及び高松明が取締役に、対馬靖及び杉崎文男が監査役に新たに選任され、それぞれ就任いたしました。
7. 2014年6月18日開催の第17期定時株主総会終結のときをもって、取締役西澤庄藏、小川眞一及び伊藤篤志は任期満了により退任し、監査役梅原尚人及び高松明は辞任いたしました。
8. 当社は、2006年6月23日開催の第9期定時株主総会において定款を変更し、社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき当社は、社外取締役及び社外監査役全員と当社の社外取締役及び社外監査役としての任務を怠りこれにより損害が生じた場合でも、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときには、会社法第425条第1項各号所定の合計額を限度として損害賠償責任を負うものとする内容の契約を締結しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員(名)	支 給 額(百万円)
取 締 役	12	244
監 査 役	3	20
合 計 (うち、社 外 役 員)	15 (3)	264 (6)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、2008年6月20日開催の第11期定時株主総会において月額35百万円以内、監査役の報酬限度額は、2006年6月23日開催の第9期定時株主総会において月額5百万円以内としてそれぞれ決議いただいております。
 3. 報酬等の総額には、直前の定時株主総会終結のときをもって退任した取締役3名及び辞任した監査役1名を含んでおります。
 なお、当事業年度末現在の人員は、取締役9名及び監査役4名であります。

(3) 社外役員に関する事項 (2015年3月31日現在)

① 他の法人等との重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	兼 職 先	兼職の内容	関 係
社外取締役	高 松 明	ダイビル株式会社	社外取締役	当社とダイビル株式会社との間には、特段の関係はありません。
社外監査役	仲 田 摩 智	新日鐵住金株式会社	常務執行役員	金属チタン等の主要ユーザー
社外監査役	対 馬 靖	株式会社神戸製鋼所	執 行 役 員	金属チタン等の主要ユーザー

② 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	高 松 明	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に、また、監査役会4回のうち4回に出席し、経済と金融に係る豊富な経験及び幅広い見識に基づき、議案審議の適正確保につき適宜、発言を行うほか、当社の経営全般に対し助言・提言を行っております。
社外監査役	仲 田 摩 智	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に、また、監査役会14回のうち13回に出席し、主に当社事業に対する知見及び経営全般に関する見識を有する監査役として適宜、発言を行っております。
社外監査役	対 馬 靖	2014年6月の定時株主総会において選任された後、当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回に、また、監査役会10回のうち10回に出席し、主に当社事業に対する知見及び経営全般に関する見識を有する監査役として適宜、発言を行っております。
社外監査役	杉 崎 文 男	2014年6月の定時株主総会において選任された後、当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回に、また、監査役会10回のうち10回に出席し、主に財務及び会計に対する知見を有する監査役として適宜、発言を行っております。

(注) 取締役 高松明は、2014年6月18日開催の第17期定時株主総会終結のときをもって、監査役を辞任し、新たに取締役に就任いたしました。

⑤ 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度中に異動した会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

(3) 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法(1948年法律第103号)第2条第1項の業務に係る報酬等の額 29百万円

上記以外に、当事業年度において、前事業年度の監査に係る追加報酬3百万円を支払っております。

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人の適格性を害する事由の発生等、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、又は監査の適正性を高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会が経営執行部門と十分な意見交換を行い、会計監査人を解任又は不再任とする議案を株主総会に提出いたします。

⑥ 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社は、内部統制システムの基本方針について、次のとおり決議しています。

(1) 内部統制システムについての基本的な考え方

当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制については取締役会にて決議しています。その決議の内容は次のとおりです。

(2) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役会は取締役9名（うち社外取締役1名）で構成しています。また、当社は、監査役制度を採用しており、監査役4名中3名は社外監査役であります。取締役会を当社事業に精通した取締役と経営全般に優れた見識を備えかつ当社と利害関係のない社外取締役で構成することにより、経営効率の維持・向上と監督機能の強化を図る一方、社外監査役を含む監査機能の充実により、経営の透明性、健全性の維持・強化を図っています。

こうした会社としての機関設計のもと、当社事業活動を行っていく上での基本命題とも言うべき企業行動規範について取締役会にて決議し、本規範の遵守は役員及び使用人の責務であると定めています。

コンプライアンスの体制については、法令・社会的規範遵守経営の実現並びに当社事業を取り巻くリスクの予防策及び発生時の迅速かつ適切な意思決定と対応を行うことを目的として、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会を設置しています。また、コンプライアンス相談窓口として、コンプライアンス上の事項について、当社の信用に重大な影響を与えるおそれがあるものについて、社員（役員を含む）から建設的な提言や具申を受け入れる相談窓口を設置しています。

なお、役員及び使用人が企業活動を行う上で守るべき基本事項を簡潔に記載したコンプライアンス・マニュアルも制定しています。

このような体制のもと、当社としては、コンプライアンスの励行に日々努めています。

(3) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

取締役の職務の執行に関する情報は、取締役会議事録、稟議書等に記載・記録されるものですが、これらの情報については、稟議規程、権限基準規程、文書管理規程及び電子情報管理規程等、社内規程を整備することによって、情報の保存及び管理を適切に行っています。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、事業活動に係るリスクを抽出・把握するため、必要な社内会議を設置するとともに、全社的にリスクサーベイ一覧表を作成し定期的なモニタリングを実施する等、リスクを極小化する努力を常日頃から行っています。万一リスクが発生した場合に備え、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会等、緊急時の対策に関する体制を整備しています。

③取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

業務分掌規程、権限基準規程、その他社内規程により、妥当な意思決定ルールを制定し、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとっています。

なお、経営に係る重要事項については、必要なメンバーで必要の都度、経営会議等で審議した上で、取締役会において意思決定を行っています。

④使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、上記(2)に記載のとおり、企業行動規範の制定、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会の設置等により当該体制を整備しています。

また、監査役及び内部監査部門である監査部が、定期的に業務の執行状況の適法性及び妥当性を監視し、検証しています。

⑤当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の親会社に該当するものはなく、新日鐵住金株式会社及び株式会社神戸製鋼所の持分法適用関連会社です。当社は、自ら経営責任を負い、独立した事業経営を行っています。

なお、当社には、子会社に相当する企業集団はありません。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役監査規程に基づき、会社は監査役の要請があった場合、両者協議の上、監査役の補助者を置くこととしています。

ただし、現状は監査役の判断のもと、特段の補助者は置かず、監査役と監査部が緊密な連携を保つことにより、監査役の職務を補助する体制を整えています。

⑦取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は取締役会の他、経営に係る重要事項についての諸会議やコンプライアンス・リスクマネジメント委員会等の重要な会議に出席し、取締役及び使用人より、その担当する業務の執行状況の報告を受けています。

また、取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した時は、速やかに監査役に報告するものとしています。

⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査部と密接な連携を保ちながら定期的に業務監査を実施していますが、当該取締役及び当該部署は業務運営・管理の状況や課題について説明を行う等の対応を行っています。なお、監査結果の重要事項については取締役会に報告しています。

また、監査役が業務全般の実状を把握するための実地調査等を行う場合には、関係取締役及び関係部署は実効ある監査に向けて迅速かつ的確に対応しています。

⑦ 会社の剰余金の配当等の決定権限の行使に関する方針

当社は、将来に亘り企業価値の向上を図るべく経営基盤の強化を進めていくと同時に株主に対する利益還元を経営の最重要課題と位置付けております。

利益の配分に関しましては、持続的成長のための投資と財務体質の安定・強化に必要な内部留保の充実を図るとともに、株主への配当につきましては、安定性に配慮しつつ業績連動を基本に拡充してまいります。

このような方針のもと、当事業年度の期末配当につきましては、1株当たり15円といたしました。中間配当1株当たり5円と合わせ年間20円の配当となります。

なお、翌事業年度の配当予想につきましては、中間配当は見送りとし、期末配当につきましては販売環境等に未確定要素があることから未定とし、今後、環境動向を見定めて別途決めさせていただきます。

(注) 本事業報告に記載しております数字は、金額及び株式数については表示単位未満の端数を切り捨て、その他は四捨五入により表示しております。

貸借対照表 (2015年3月31日現在)

(百万円)

科 目	金 額
資 産 の 部	
流 動 資 産	39,355
現金及び預金	3,467
売掛金	12,107
商品及び製品	12,173
仕掛品	5,251
原材料及び貯蔵品	5,514
前渡金	11
前払費用	102
繰延税金資産	695
その他	33
貸倒引当金	△3
固 定 資 産	63,040
有 形 固 定 資 産	60,247
建物	14,211
構築物	722
機械及び装置	28,518
車両運搬具	9
工具、器具及び備品	199
土地	16,028
建設仮勘定	557
無 形 固 定 資 産	1,130
ソフトウェア	612
その他	518
投資その他の資産	1,662
投資有価証券	201
関係会社株式	138
長期前払費用	85
前払年金費用	873
繰延税金資産	213
その他	149
資 産 合 計	102,395

(百万円)

科 目	金 額
負 債 の 部	
流 動 負 債	24,522
支払手形	240
買掛金	3,333
短期借入金	18,040
短期リース債務	1
未払金	108
未払法人税等	426
未払消費税等	585
未払費用	220
預り金	42
賞与引当金	393
事業再構築引当金	625
設備関係支払手形	129
設備関係未払金	376
固 定 負 債	34,333
長期借入金	31,290
長期リース債務	0
退職給付引当金	1,669
資産除去債務	1,300
その他	73
負 債 合 計	58,856
純 資 産 の 部	
株 主 資 本	43,436
資本金	8,739
資本剰余金	8,943
資本準備金	8,943
利益剰余金	25,763
利益準備金	38
その他利益剰余金	25,725
固定資産圧縮積立金	702
繰越利益剰余金	25,023
自 己 株 式	△9
評価・換算差額等	102
その他有価証券評価差額金	152
繰延ヘッジ損益	△49
純 資 産 合 計	43,539
負 債 及 び 純 資 産 合 計	102,395

(注)記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てにより表示しております。

損益計算書 (2014年4月1日から2015年3月31日まで)

(百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		40,356
売 上 原 価		32,988
売 上 総 利 益		7,368
販売費及び一般管理費		4,603
営 業 利 益		2,764
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	6	
為 替 差 益	404	
補 助 金 収 入	486	
そ の 他	176	1,074
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	278	
休止固定資産減価償却費	26	
そ の 他	38	342
経 常 利 益		3,496
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	122	
補 助 金 収 入	1,074	1,196
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	280	
減 損 損 失	318	598
税引前当期純利益		4,093
法人税、住民税及び事業税	392	
法 人 税 等 調 整 額	1,034	1,426
当 期 純 利 益		2,666

(注)記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てにより表示しております。

株主資本等変動計算書 (2014年4月1日から2015年3月31日まで)

(百万円)

	株 主 資 本						自 己 株 式	株主資本合計
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金				
				固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金			
当事業年度期首残高	8,739	8,943	38	32	23,338	△9	41,082	
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	55	—	55	
会計方針の変更を反映した 当事業年度期首残高	8,739	8,943	38	32	23,394	△9	41,137	
事業年度中の変動額								
固定資産圧縮積立金の積立	—	—	—	713	△713	—	—	
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	△43	43	—	—	
剰余金の配当(注)	—	—	—	—	△367	—	△367	
当期純利益	—	—	—	—	2,666	—	2,666	
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△0	△0	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	
事業年度中の変動額合計	—	—	—	669	1,629	△0	2,298	
当事業年度期末残高	8,739	8,943	38	702	25,023	△9	43,436	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当事業年度期首残高	103	△55	47	41,129
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	55
会計方針の変更を反映した 当事業年度期首残高	103	△55	47	41,185
事業年度中の変動額				
固定資産圧縮積立金の積立	—	—	—	—
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—
剰余金の配当(注)	—	—	—	△367
当期純利益	—	—	—	2,666
自己株式の取得	—	—	—	△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	49	6	55	55
事業年度中の変動額合計	49	6	55	2,353
当事業年度期末残高	152	△49	102	43,539

(注) 2014年5月15日開催の取締役会において決議した剰余金の配当△183百万円及び
2014年10月30日開催の取締役会において決議した剰余金の配当△183百万円であります。

注記事項

重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの 移動平均法による原価法

デリバティブ取引

時価法を採用しております。

たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)……定率法

ただし、チタン生産設備(機械及び装置)、ポリシリコン生産設備(機械及び装置等)及び1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物(建物附属設備を含む) … 3~50年

機械及び装置 … 5~14年

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更及び会計上の見積りの変更)

減価償却方法及び耐用年数の変更

当事業年度より、当社のチタン事業の生産設備(機械及び装置)の減価償却方法を従来の定率法から定額法に変更しております。

当社では、チタン事業を取り巻く市場環境の変化に伴い、生産設備の中長期的な稼働見込みを検討し生産体制の集約を実施いたしました。

これを契機に今後の設備の使用状況を見直した結果、従来の設備完成直後の集中的な使用傾向から、耐用年数期間に亘り安定的に使用する見通しとなったため、設備の使用状況に対応した定額法に変更いたしました。

また、同時に、今後のチタン生産設備の物理的耐用年数を精査した結果、下記のとおり耐用年数を見直し、将来に亘り変更しております。

設備名称	変更前	変更後
チタン生産設備(反応容器以外)	7年	14年
反応容器	7年	5年

これにより、従来の方法によった場合に比べ、当事業年度の営業利益が1,253百万円増加し、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ1,314百万円増加しております。

無形固定資産(リース資産を除く)……定額法

なお、自社利用目的のソフトウェアの見込利用可能期間は5年であります。

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与にあてるため、支給予定額のうち当事業年度負担額を見積計上しております。

事業再構築引当金

事業再構築に関する将来の損失に備えるため、当事業年度末における見積額に基づき計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は発生時の翌事業年度から、また、過去勤務費用は発生事業年度から従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(17年)による定額法により費用処理しております。

(会計方針の変更)

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号2012年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号2015年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。この結果、当事業年度の期首の前払年金費用が65百万円増加し、退職給付引当金が21百万円減少し、利益剰余金が55百万円増加しております。

また、当該変更が、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

なお、当事業年度の1株当たり純資産、1株当たり当期純利益金額に与える影響は軽微であります。

(4) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 為替予約、金利スワップ

ヘッジ対象 外貨建取引、支払利息

ヘッジ方針

為替相場の変動によるリスクをヘッジするために為替予約取引を実施しております。実施にあたっては実需に基づく取引に限定し売買差益の獲得等を目的とする投機的取引は行わない方針であります。また、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

借入金の支払利息にかかわる金利変動額と金利スワップ取引の金利変動額との累計を半期毎に比較し有効性の評価をしております。

(5) 消費税等の処理方法

税抜方式を採用しております。

貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

81,657 百万円

(2) 担保資産及び担保付債務

金利費用の圧縮を目的とし、日本銀行の「成長基盤を強化するための資金供給(特則分)」に基づく借入のために、次の資産を将来債権譲渡担保に供しております。

担保資産 売掛金 6,810 百万円

担保付債務 短期借入金 3,040 百万円

長期借入金 2,290 百万円

ただし、担保実行については10,000百万円を上限とし、債権者は10,000百万円を越えた部分については放棄することとなっております。

(3) 関係会社に対する金銭債権

売掛金 284 百万円

(4) 偶発債務

従業員の住宅資金借入債務に係る連帯保証債務 256 百万円

原材料の購入予約契約 2,252 百万円(注)

(注)当社に所有権が移転していない、購入予約品残高であります。なお、購入予約契約の終了時に未購入残高がある場合、契約先から第三者への転売状況によっては、当社に損失が発生する可能性があります。

(5) 休止固定資産簿価

機械及び装置 47 百万円

損益計算書に関する注記

- (1) 関係会社との取引
 関係会社への売上高 834 百万円
 (2) 売上原価に含まれるたな卸資産に関する収益性低下に伴う評価減 △1,503 百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度期末
普通株式	36,800,000株	—	—	36,800,000株

- (2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度期末
普通株式	1,194株	50株	—	1,244株

(変動事由の概要)

増加数の内訳は次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 50 株

- (3) 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2014年5月15日 取締役会	普通株式	183	5.00	2014年3月31日	2014年6月2日
2014年10月30日 取締役会	普通株式	183	5.00	2014年9月30日	2014年12月1日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2015年5月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	551	15.00	2015年3月31日	2015年6月1日

税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(流動資産)

繰延税金資産

賞与引当金	129 百万円
事業再構築引当金	206 百万円
未払社会保険料	19 百万円
事業税	39 百万円
たな卸資産評価損	226 百万円
その他	73 百万円
繰延税金資産の合計	695 百万円

(固定資産)	
繰延税金資産	
ゴルフ会員権	31 百万円
退職給付引当金	538 百万円
繰延ヘッジ損益	23 百万円
減価償却費	408 百万円
資産除去債務	419 百万円
減損損失	325 百万円
その他	52 百万円
繰延税金資産小計	1,798 百万円
評価性引当額	△657 百万円
繰延税金資産の合計	1,141 百万円

繰延税金負債	
有形固定資産(資産除去債務)	237 百万円
前払年金費用	281 百万円
その他有価証券評価差額金	72 百万円
固定資産圧縮積立金	335 百万円
繰延税金負債の合計	927 百万円
繰延税金資産の純額	213 百万円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が2015年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、2015年4月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.6%から、回収又は支払が見込まれる期間が2015年4月1日から2016年3月31日までのものは33.0%、2016年4月1日以降のものについては32.3%にそれぞれ変更されております。

この結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が87百万円、繰延ヘッジ損益が2百万円それぞれ減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が92百万円、その他有価証券評価差額金額が7百万円それぞれ増加しております。

金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規定に沿ってリスクの低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期毎に時価の把握を行っております。借入金の用途は運転資金(主として短期)及び設備投資資金(長期)であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは内部管理規定に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2015年3月31日(当事業年度の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2)を参照ください)。

(百万円)

項目	貸借対照表計上額(※)	時価(※)	差額
① 現金及び預金	3,467	3,467	-
② 売掛金	12,107	12,107	-
③ 投資有価証券及び関係会社株式			
その他有価証券	197	197	-
関係会社株式	138	138	-
④ 買掛金	(3,333)	(3,333)	-
⑤ 設備関係未払金	(376)	(376)	-
⑥ 長期借入金	(49,330)	(49,294)	35
⑦ デリバティブ取引	(73)	(73)	-

(※)負債に計上されているものについては、()で表示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

- ① 現金及び預金
時価は、帳簿価額と近似していることから帳簿価額としております。
- ② 売掛金
短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- ③ 投資有価証券及び関係会社株式
これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。
- ④ 買掛金、⑤設備関係未払金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- ⑥ 長期借入金
時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- ⑦ デリバティブ取引
イ. ヘッジ会計が適用されていないもの:該当事項はありません。
ロ. ヘッジ会計が適用されているもの:ヘッジ会計の方法毎の決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額は、次のとおりです。

(百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	契約金額等		時価	当該時価の算定方法
			うち1年超		
為替予約等の振当処理	為替予約取引 売建 米ドル	4,296	-	(※)	
金利スワップ	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	13,000	13,000	(73)	

(※) 為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金の時価に含めて記載しております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであります。

(百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	4

関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の 関係会社	新日鐵 住金(株)	東京都 千代田区	419,524	鉄鋼等の製造 及び販売	(被所有) 直接 23.9	兼任 1名	当社の金 チタン等 の販売	金属チタン 等の販売	834	売掛金	284

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 金属チタン等の販売については、価格その他の取引条件は、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。
2. 消費税等については、取引金額には含まれていませんが期末残高には含まれております。

1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,183円18銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 72円47銭 |

会計監査人の監査報告書(謄本)

独立監査人の監査報告書

2015年5月11日

株式会社大阪チタニウムテクノロジーズ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 山 口 弘 志 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岡 本 健一郎 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大阪チタニウムテクノロジーズの2014年4月1日から2015年3月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な会計方針 (2) 固定資産の減価償却の方法(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更及び会計上の見積りの変更)に記載されているとおり、会社は当事業年度よりチタン事業の生産設備(機械及び装置)の減価償却方法の変更及び耐用年数の変更を行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書(謄本)

監 査 報 告 書

当監査役会は、2014年4月1日から2015年3月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2015年5月13日

株式会社大阪チタニウムテクノロジーズ 監査役会

常勤監査役 板 敷 勝 ㊟

社外監査役 仲 田 摩 智 ㊟

社外監査役 対 馬 靖 ㊟

社外監査役 杉 崎 文 男 ㊟

以 上

株式事務の取扱いについて

事業年度 毎年4月1日から翌年3月31日まで

定時株主総会 6月開催

基準日 定時株主総会 3月31日
期末配当金 3月31日
中間配当金 9月30日
その他必要があるときは、あらかじめ公告します。

株主名簿管理人及び
特別口座の口座管理機関 東京都千代田区丸の内1丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社

株主名簿管理人
事務取扱場所 大阪市中央区北浜4丁目5番33号
(郵便物送付先) 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
〒168-0063
東京都杉並区和泉2丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先) ☎0120-782-031

公告の方法 電子公告
<http://www.osaka-ti.co.jp/>

【株式に関するお問い合わせ先について】

住所変更等のお届出・ご照会は、証券会社に口座を開設されている株主様は、口座のある証券会社宛にお願いいたします。
証券会社に口座を開設されていない株主様は、上記当社株主名簿管理人にお問い合わせください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

